

第19回通常総会 招集ご通知

2025年2月5日

電力広域的運営推進機関

2025年2月5日

会 員 各 位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理 事 長 大 山 力

第19回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本機関の第19回通常総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、ご来場を前提としない形で開催し、インターネット中継を行いますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本通知後、議案への質問等を受け付け、事前または総会当日に可能な限り回答いたします。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2025年3月5日（水曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれましては書面）により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2025年3月6日（木曜日）午前10時30分

2. 開催場所 電力広域的運営推進機関 会議室 （東京都江東区豊洲六丁目2番15号）

- ・本総会は、来場を前提としない形で開催といたしますが、当日のご来場に関しては連絡事項がございますので、総会の前日迄にご相談くださいますようお願い申し上げます。
- ・詳細は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）にてお知らせ申し上げますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

<議決事項>

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 業務規程の一部変更の件
- 第3号議案 2025年度事業計画の件
- 第4号議案 2024年度予算変更の件
- 第5号議案 2025年度予算決定の件
- 第6号議案 役員選任の件
- 第7号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

<報告事項>

- (1) 送配電等業務指針の一部変更の件
- (2) 再エネ収支及び借入の状況の件
- (3) 余裕金等の運用経過報告の件

以上

（ご留意事項）

- 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
- 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。

3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2025年2月27日（木曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の内容

定款の一部について、別紙1のとおり変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

本機関の業務運営効率化のためとなります。

第2号議案 業務規程の一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙2のとおり変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

第3号議案 2025年度事業計画の件

2025年度の事業計画について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

第4号議案 2024年度予算変更の件

2024年度の予算について、別紙4のとおりに変更いたしたいと存じます。

第5号議案 2025年度予算決定の件

2025年度の予算について、別紙5のとおりにいたしたいと存じます。

第6号議案 役員選任の件

役員を別紙6のとおり選任いたしたいと存じます。

第7号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（定款の一部変更の件、業務規程の一部変更の件、2025年度事業計画の件、2024年度予算変更の件、2025年度予算決定の件）の内容については、若干の修正が必要となる場合がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任して頂きたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針の一部変更の件

1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙7のとおり変更いたします。

なお、本件は2025年2月5日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

2. 変更の理由

国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

(2) 再エネ収支及び借入の状況の件

再エネ収支及び借入の状況について、別紙8のとおり報告いたします。

(3) 余裕金等の運用経過報告の件

余裕金等の運用経過について、別紙9のとおり報告いたします。

定款の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. その他規定の変更

【該当条文：第42条（変更）】

- ・ 本機関の理事会の議事録について、効率的な業務運営を目的に、議長、出席した理事及び監事による押印を廃止し、記名のみで公表できるよう規定を見直し。
- ・ 2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変 更 前（変更点に 下線）		変 更 後（変更点に 下線）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日 変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 変更	
定款		定款	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（変更履歴） 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更	（変更履歴） 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 <u>令和 6 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（理事会の議事録） 第４２条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果（評議員会の審議結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。）を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事が <u>これに記名押印し公表する。</u>	（理事会の議事録） 第４２条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果（評議員会の審議結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。）を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事が <u>これに記名し公表する。</u>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
 この定款は、令和７年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

業務規程の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. 中地域交流ループの運用開始に向けた規定の変更

【該当条文：第 1 2 4 条（変更）】

- ・本機関は、中地域交流ループ運用の開始に伴い、中部・北陸・関西間の各連系線の運用容量等を 3 つのフェンス潮流で管理することを規定。
- ・南福光 BTB の廃止に伴い、中部北陸間連系設備の対象設備の記載を見直し。
- ・経済産業大臣の認可を受けた日又は中地域交流ループ運用の開始日のいずれか遅い日から施行。

2. 系統制約による蓄電設備の出力制御等に関する規定の変更

【該当条文：第 1 5 6 条、第 1 5 7 条、第 1 5 9 条～第 1 6 1 条、
第 1 6 3 条（変更）

附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日）第 2 条～第 4 条（変更）】

- ・本機関は、蓄電設備の連系に伴い、系統作業により混雑が発生すると予想される場合、蓄電設備の放電抑制に加え、蓄電設備の充電を抑制することを規定。
- ・2 0 2 5 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

3. 作業停止計画調整の見直しに関する規定の変更

【該当条文：第 1 5 7 条（変更）】

- ・容量停止計画の調整スケジュールと合わせるかたちで、作業停止計画の調整スケジュールに関する規定を見直し。
- ・2 0 2 5 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

4. その他規定の変更

【該当条文：第32条の21、第32条の34、第36条、第39条、
第163条、第175条（変更）】

- ・大規模災害の発生又はそのおそれがあるときに、本機関が対応態勢の発令を判断する基準のうち、既に提供が終了している東海地震に関連する情報に関する規定を削除し、南海トラフ地震臨時情報に関する情報を追加。
- ・予備電源の落札結果に関して、募集要綱に基づき公表することを規定。
- ・その他記載の適正化（送配電等業務指針から業務規程への規定の移設、規定間の平仄、字句修正等）。
- ・2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

以上

変 更 前（変更点に 下線）	変 更 後（変更点に 下線）
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 6 年 8 月 1 日 変更 業務規程 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 年 月 日 変更 業務規程 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（変更履歴） 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更	（変更履歴） 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 <u>令和 6 年 8 月 1 日 変更</u> <u>令和 年 月 日 変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第 1 款 容量市場の <u>開設</u> （追加オークションの実施判断） 第 3 2 条の 2 1 （略） 2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の可否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び <u>実需給年度開始</u> の 2 年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量 二～四 （略） 3～6 （略）	第 1 款 容量市場の <u>運営</u> （追加オークションの実施判断） 第 3 2 条の 2 1 （略） 2 本機関は、前項の規定により策定した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した、確保している供給力に基づき、調達オークション又はリリースオークションの実施の可否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。 一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び <u>実需給年度</u> の 2 年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量 二～四 （略） 3～6 （略）
（アセスメントの実施） 第 3 2 条の 3 4 （略） 2 （略） 3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 5 号から第 8 号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。 一 容量停止計画の調整状況の確認 <u>実需給年度の 2 年度前</u> に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（「以下この号において「容量停止計画」という。）の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。 二 （略） 三 実効性テスト結果の確認 <u>実需給年度開始</u> の 2 年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。 四～八 （略）	（アセスメントの実施） 第 3 2 条の 3 4 （略） 2 （略） 3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 5 号から第 8 号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。 一 容量停止計画の調整状況の確認 <u>実需給年度の 2 年前</u> に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（「以下この号において「容量停止計画」という。）の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。 二 （略） 三 実効性テスト結果の確認 <u>実需給年度</u> の 2 年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。 四～八 （略）
（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 本機関は、第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。 一 （略） 二 会員の供給力等の確保状況 ア （略） イ 発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員（全国又は一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい会員に限る。） <u>の発電等用電気工作物</u> その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ （略） 三～五 （略） 2 ・ 3 （略）	（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条 本機関は、第 3 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する検討を開始したときは、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、当該業務の実施の必要性の検討を行う。 一 （略） 二 会員の供給力等の確保状況 ア （略） イ 発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員（全国又は一般送配電事業者たる会員の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい会員に限る。） <u>が自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物</u> その他の供給能力の運転実績及び運転計画 ウ （略） 三～五 （略） 2 ・ 3 （略）
（電源等維持運用者の決定） 第 3 9 条 （略） 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合 <u>には</u> 、次の各号に掲げる事項を公表する。	（電源等維持運用者の決定） 第 3 9 条 （略） 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合 <u>は、募集要綱に基づき</u> 、次の各号に掲げる事項を公表する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）			変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																																																																				
一～三 （略）			一～三 （略）																																																																				
（連系線の管理） 第 1 2 4 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、別表 1 0－1 の連系線の管理を行う。 別表 1 0－1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>北海道本州間連系設備</td><td>北海道 ～ 東北</td><td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td></tr><tr><td>東北東京間連系線（※ 1）</td><td>東北 ～ 東京</td><td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td></tr><tr><td>東京中部間連系設備</td><td>東京 ～ 中部</td><td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）</td></tr><tr><td><u>中部関西間連系線</u></td><td>中部 ～ 関西</td><td>三重東近江線</td></tr><tr><td>中部北陸間連系設備（※ 2）</td><td>中部 ～ 北陸</td><td><u>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</u></td></tr><tr><td>北陸関西間連系線（※ 2）</td><td>北陸 ～ 関西</td><td>越前嶺南線</td></tr><tr><td>関西中国間連系線（※ 3）</td><td>関西 ～ 中国</td><td>西播東岡山線、山崎智頭線</td></tr><tr><td>関西四国間連系設備</td><td>関西 ～ 四国</td><td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td></tr><tr><td>中国四国間連系線</td><td>中国 ～ 四国</td><td>本四連系線</td></tr><tr><td>中国九州間連系線</td><td>中国 ～ 九州</td><td>関門連系線</td></tr></table> （※ 1）（略） （※ 2）<u>中部北陸間連系設備</u> 及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。 （※ 3）・（※ 4）（略）			連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）	<u>中部関西間連系線</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</u>	北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線	（連系線の管理） 第 1 2 4 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、別表 1 0－1 の連系線の管理を行う。 別表 1 0－1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>北海道本州間連系設備</td><td>北海道 ～ 東北</td><td>北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備</td></tr><tr><td>東北東京間連系線（※ 1）</td><td>東北 ～ 東京</td><td>相馬双葉幹線 いわき幹線</td></tr><tr><td>東京中部間連系設備</td><td>東京 ～ 中部</td><td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）</td></tr><tr><td><u>中部関西間連系線（※ 2）</u></td><td>中部 ～ 関西</td><td>三重東近江線</td></tr><tr><td>中部北陸間連系設備（※ 2）</td><td>中部 ～ 北陸</td><td><u>南福光開閉所</u>の連系設備</td></tr><tr><td>北陸関西間連系線（※ 2）</td><td>北陸 ～ 関西</td><td>越前嶺南線</td></tr><tr><td>関西中国間連系線（※ 3）</td><td>関西 ～ 中国</td><td>西播東岡山線、山崎智頭線</td></tr><tr><td>関西四国間連系設備</td><td>関西 ～ 四国</td><td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td></tr><tr><td>中国四国間連系線</td><td>中国 ～ 四国</td><td>本四連系線</td></tr><tr><td>中国九州間連系線</td><td>中国 ～ 九州</td><td>関門連系線</td></tr></table> （※ 1）（略） （※ 2）<u>中部関西間連系線、中部北陸間連系設備</u> 及び北陸関西間連系線については、当該連系線及び連系設備を含むループ系統（以下「中地域交流ループ」という。）内でのルート断故障時の健全ルートへの回り込み潮流を考慮した 3 つのフェンス潮流（中部フェンス潮流、北陸フェンス潮流及び関西フェンス潮流）により管理する。 （※ 3）・（※ 4）（略）			連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備	東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）	<u>中部関西間連系線（※ 2）</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光開閉所</u> の連系設備	北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線
連系線	区間	対象設備																																																																					
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																					
東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																					
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）																																																																					
<u>中部関西間連系線</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																					
中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光連系所及び南福光変電所の連系設備</u>																																																																					
北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																					
関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																					
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																					
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																					
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																					
連系線	区間	対象設備																																																																					
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備																																																																					
東北東京間連系線（※ 1）	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線 いわき幹線																																																																					
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※ 4）																																																																					
<u>中部関西間連系線（※ 2）</u>	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																					
中部北陸間連系設備（※ 2）	中部 ～ 北陸	<u>南福光開閉所</u> の連系設備																																																																					
北陸関西間連系線（※ 2）	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																					
関西中国間連系線（※ 3）	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																					
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																					
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																					
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																					
（作業停止計画の調整の実施） 第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 （略） 別表 1 1－1 作業停止計画の種別			（作業停止計画の調整の実施） 第 1 5 6 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表 1 1－1 に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 （略） 別表 1 1－1 作業停止計画の種別																																																																				

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）					変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）						
	種 別		内 容			種 別		内 容			
	計 画 作 業 停 止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者 <u>及び特定契約者</u> （一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。） <u>（以下「作業停止計画提出者」という。）</u> から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画			計 画 作 業 停 止	年間 計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、配電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者、 <u>特定契約者</u> （一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員と再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第2条の7第1項に規定する一時調達契約を締結している電気供給事業者をいう。次条において同じ。） <u>及び託送供給契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）</u> から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画			
		月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画				月間 計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2か月分（翌月・翌々月）の作業停止計画			
（作業停止計画の原案の取得及び共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、<u>発電契約者又は特定契約者（以下「発電計画提出者」という。）</u>が希望した場合に限る。 一 （略） 二 発電設備等 <u>発電計画提出者</u> 三 流通設備（<u>発電計画提出者</u>の提出対象となるものに限る。） <u>発電計画提出者</u> 2 本機関は、<u>発電計画提出者</u>から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11－2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 （略）					（作業停止計画の原案の取得及び共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。ただし、第3号に掲げる流通設備については、<u>発電契約者、特定契約者又は託送供給契約者（以下「発電計画等提出者」という。）</u>が希望した場合に限る。 一 （略） 二 発電設備等 <u>発電計画等提出者</u> 三 流通設備（<u>発電計画等提出者</u>の提出対象となるものに限る。） <u>発電計画等提出者</u> 2 本機関は、<u>発電計画等提出者</u>から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11－2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 （略）						
別表11－2 作業停止計画調整における各期日					別表11－2 作業停止計画調整における各期日						
業務内容			種別		その他	業務内容			種別		その他
			年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）					年間及び月間計画 の変更・追加	年間計画 （翌年度・翌々年度）	
発電設備等及び 広域連系系統等 の作業停止計画 の提出（※1）	原案	毎年10月末頃	毎月 1日頃	不定期 （速やかに）	発電設備等及び 広域連系系統等 の作業停止計画 の提出（※1）	原案	毎年7月末頃	毎月 1日頃	不定期 （速やかに）		
	調整案	毎年12月末頃	毎月10日頃			調整案	毎年10月末頃	毎月10日頃			
	最終案	毎年 2月中旬	毎月中旬			最終案	毎年 1月上旬	毎月中旬			

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）						変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）								
	広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）		広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）					
		調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）			調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）	一般送配電事業者たる会員からの提出後（速やかに）					
		承認・決定計画（※２）	<u>毎年３月１日</u>	毎月２０日			承認・決定計画（※２）	<u>毎年１月末頃</u>	毎月２０日					
	作業停止計画の調整案の調整		<u>毎年１月（必要により２月実施可）</u>	必要に応じて実施		作業停止計画の調整案の調整		<u>毎年１１月から１２月頃</u>	必要に応じて実施					
本機関による作業停止計画の承認（※３）		<u>毎年２月下旬</u>	毎月中旬（翌月分）	不定期（速やかに）		本機関による作業停止計画の承認（※３）		<u>毎年１月中旬</u>	毎月中旬（翌月分）			不定期（速やかに）		
（※１）～（※３）（略）						（※１）～（※３）（略）								
（作業停止計画の調整案の提出、共有） 第１５９条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第２項の規定に準じて、 <u>発電計画提出者</u> から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）						（作業停止計画の調整案の提出、共有） 第１５９条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第２項の規定に準じて、 <u>発電計画等提出者</u> から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）								
（作業停止計画の調整案の調整） 第１６０条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>発電計画提出者</u> から、前条第３項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 ２ 前項の申出があった場合には、別表１１－２で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った <u>発電計画提出者</u> との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。						（作業停止計画の調整案の調整） 第１６０条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>発電計画等提出者</u> から、前条第３項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 ２ 前項の申出があった場合には、別表１１－２で定める期日に、広域調整対象作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った <u>発電計画等提出者</u> との間で作業停止時期及び作業停止期間等の再調整を行い、必要に応じて、広域調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。								
（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第１６１条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第１項の規定に準じて、 <u>発電計画提出者</u> から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）						（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第１６１条 （略） ２ 本機関は、第１５７条第１項の規定に準じて、 <u>発電計画等提出者</u> から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 ３ （略）								
（作業停止計画の調整に当たっての考慮事項） 第１６３条 本機関は、第１５８条及び第１６０条に定める作業停止計画の調整に当たっては、 <u>電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。</u>						（作業停止計画の調整に当たっての考慮事項） 第１６３条 本機関は、第１５８条及び第１６０条に定める作業停止計画の調整に当たっては、 <u>次の各号に掲げる事項を考慮する。ただし、第１号から第６号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</u>								

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																			
（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）		二 <u>公衆安全の確保</u> 二 <u>作業員の安全確保</u> 三 <u>電力設備の保全</u> 四 <u>作業停止期間中の供給信頼度</u> 五 <u>作業停止期間中の調整力</u> 六 <u>作業停止期間中の一般送配電事業者たる会員の供給区域の供給力</u> 七 <u>需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画</u> 八 <u>発電及び放電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</u> 九 <u>作業停止期間の短縮及び作業の効率化</u> 十 <u>電気供給事業者間の公平性の確保</u> 十一 <u>複数の連系線の同時期の停止の回避</u> 2 <u>本機関は、前項の作業停止計画の調整に当たり、発電設備等の出力の増加又は抑制によって流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合は、潮流調整の効果及び発電計画等提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電設備等を選定しなければならない。</u>																			
（緊急時の対応） 第 1 7 5 条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表 1 5－1 により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。 2 ～ 7 （略）		（緊急時の対応） 第 1 7 5 条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表 1 5－1 により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。 2 ～ 7 （略）																			
別表 1 5－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織		別表 1 5－1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織																			
<table><tr><th>情勢</th><th>対応態勢</th><th>対応組織</th></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき （新設） <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他 1. 及び 2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u></td><td>警戒態勢 （発令者：事務局長）</td><td>警戒本部 （本部長：事務局長）</td></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した</td><td>非常態勢 （発令者：理事長）</td><td>非常災害対応本部 （本部長：理事長）</td></tr></table>		情勢	対応態勢	対応組織	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき （新設） <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他 1. 及び 2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 （発令者：事務局長）	警戒本部 （本部長：事務局長）	次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した	非常態勢 （発令者：理事長）	非常災害対応本部 （本部長：理事長）	<table><tr><th>情勢</th><th>対応態勢</th><th>対応組織</th></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u></td><td>警戒態勢 （発令者：事務局長）</td><td>警戒本部 （本部長：事務局長）</td></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した</td><td>非常態勢 （発令者：理事長）</td><td>非常災害対応本部 （本部長：理事長）</td></tr></table>		情勢	対応態勢	対応組織	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 （発令者：事務局長）	警戒本部 （本部長：事務局長）	次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した	非常態勢 （発令者：理事長）	非常災害対応本部 （本部長：理事長）
情勢	対応態勢	対応組織																			
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき （新設） <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他 1. 及び 2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 （発令者：事務局長）	警戒本部 （本部長：事務局長）																			
次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した	非常態勢 （発令者：理事長）	非常災害対応本部 （本部長：理事長）																			
情勢	対応態勢	対応組織																			
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 5 強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢 （発令者：事務局長）	警戒本部 （本部長：事務局長）																			
次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度 6 弱以上の地震が発生した	非常態勢 （発令者：理事長）	非常災害対応本部 （本部長：理事長）																			

変 更 前（変更点に 下線）					変 更 後（変更点に 下線）				
	とき 2. <u>東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言</u> が発せられたとき 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき				とき 2. <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u> が発せられたとき 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他 1. から 3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき				
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電制約量</u> の調整結果の確認） 第 2 条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>発電計画提出者</u> 間による <u>発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量</u> の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。 2 本機関は、 <u>発電計画提出者</u> 間による <u>発電制約量</u> の調整結果を確認し、必要と認めるときは、 <u>当該発電計画提出者</u> に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。					附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電等制約量</u> の調整結果の確認） 第 2 条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、 <u>発電計画等提出者</u> 間による <u>発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量及び充電制約量（以下これらを総称して「発電等制約量」という。）</u> の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。 2 本機関は、 <u>発電計画等提出者</u> 間による <u>発電等制約量</u> の調整結果を確認し、必要と認めるときは、 <u>当該発電計画等提出者</u> に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。				
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電制約量</u> の調整の不調時の対応） 第 3 条 本機関は、前条第 1 項による <u>発電制約量</u> の調整結果が不調である場合において <u>発電制約量</u> の再調整が必要と判断した場合は、不調となった <u>発電計画提出者</u> に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。 2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した <u>発電計画提出者</u> から <u>発電制約量</u> の再調整の結果の報告を受ける。 3 本機関は、 <u>発電計画提出者</u> 間による <u>発電制約量</u> の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる <u>発電制約量</u> の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電設備等の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該 <u>発電計画提出者</u> 間の <u>発電制約量</u> として決定し、 <u>発電計画提出者</u> に通知する。 4 本機関は、再調整の結果及び決定した <u>発電制約量</u> を一般送配電事業者たる会員に通知する。					附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電等制約量</u> の調整の不調時の対応） 第 3 条 本機関は、前条第 1 項による <u>発電等制約量</u> の調整結果が不調である場合において <u>発電等制約量</u> の再調整が必要と判断した場合は、不調となった <u>発電計画等提出者</u> に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。 2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した <u>発電計画等提出者</u> から <u>発電等制約量</u> の再調整の結果の報告を受ける。 3 本機関は、 <u>発電計画等提出者</u> 間による <u>発電等制約量</u> の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる <u>発電等制約量</u> の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電設備等の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該 <u>発電計画等提出者</u> 間の <u>発電等制約量</u> として決定し、 <u>発電計画等提出者</u> に通知する。 4 本機関は、再調整の結果及び決定した <u>発電等制約量</u> を一般送配電事業者たる会員に通知する。				
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電制約</u> が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有） 第 4 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第 3 年度の <u>発電制約</u> が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と <u>発電計画提出者</u> 間の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。					附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （ <u>発電制約又は充電制約</u> が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有） 第 4 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第 3 年度の <u>発電制約又は充電制約</u> が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と <u>発電計画等提出者</u> 間の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。				

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第 1 条 本規定は、令和 7 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 2 4 条の改正規定は、経済産業大臣の認可を受けた日又は中地域交流ループ運用の開始日のいずれか遅い日から施行する。

2025年度事業計画の件

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の4に規定する目的の達成に向け、以下の業務を行う。

1. 全国の需給の的確な管理

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性も踏まえつつ、中長期から短期に至る全国の需給バランスを広域的に把握・評価し、供給力や調整力の確保を促進し、需給を管理・調整することにより、電力の安定供給を确实かつ効率的に確保することはますます重要となる。そのため、電気事業者の供給計画の取りまとめ、容量市場や長期脱炭素電源オークションなど供給能力の確保を促進する取組の推進、需給調整市場の改善、広域的な需給対応の円滑化、供給力・調整力の管理方法の高度化等、各業務を連携させながら、以下の検討及び取組を実施する。

1-1. 中長期的な需給動向の把握**(1) 供給計画を通じた需給管理**

電気事業法に基づき各電気事業者が経済産業大臣に届け出る供給計画の取りまとめを通じて、全国の需給に関する基礎的な情報を把握し、電源の開発・休廃止や送電線の整備・更新等の適切性を確認するとともに、需給バランスや供給信頼度を評価する。その上で、国において適切に対処すべき事項については、供給能力の確保を含む安定供給の観点から意見を供給計画に付して経済産業大臣に送付するとともに、国と連携して必要な協力を行う。

需要想定については、需給バランス評価や供給信頼度評価、容量市場における目標調達量算定や事業者の事業計画立案等の起点となる情報であることから、データセンターや半導体工場の新増設など需要への影響が大きい個別事象や経済・社会構造の変化を一層的確に踏まえたものとなるよう継続して改善を行いつつ、供給計画の作業に先立って適切に公表する。

供給力等については、供給計画の取りまとめや容量市場のオークション結果等を踏まえ、中長期の需給バランスを損なわないよう電源の新増設や休廃止の推移を引き続き確認する。加えて、供給力の管理方法の高度化のため、供給計画において個別電源単位の補修計画を詳細に把握する。2025年度供給計画の項目として新たに系統制約量等を把握することにより、電源トラブル等の発生時に供給力への影響を迅速かつ詳細に評価するとともに、必要に応じて補修

時期の調整に取り組む。

(2) 将来の需給管理の複数シナリオの検討

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性も踏まえつつ、安定供給に必要な供給力等を確実に確保するためには、電源建設のリードタイムを踏まえた計画的な電源投資が不可欠である。

その基礎となる10年を超える長期の電力需給の見通しが欠かせないとの国の審議会の指摘を受け、2023年11月に「将来の電力需給シナリオに関する検討会」を新たに設置し、電力需給バランスに係るシナリオ検討の前提となる需要及び供給力想定を検討を行っている。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 2024年度までに実施した需要及び供給力想定を検討を踏まえ、2040年及び2050年時点でのシナリオを複数策定し、公表する。
- ・ 策定するシナリオにおいては、電力需給のkW（電力）及びkWh（電力量）バランスを示した上で、需要に対する供給力の充足量又は不足量をシナリオごとに提示する。
- ・ 策定するシナリオは、必要に応じて長期脱炭素電源オークション等の円滑な実施や、電気事業者による計画的な電源開発の参考として国や事業者等の関係者に参照されることが期待されるほか、必要に応じて本機関が実施する関連課題への取組においても活用される。
- ・ 上記シナリオ策定後も、重点的に注視すべき要素を整理し、シナリオ策定時に想定した環境からの顕著な変化の有無を要素ごとに確認するなど定期的かつ継続的にシナリオのフォローアップを行うための準備を進める。

1-2. 供給力の確保を促進する取組

(1) 容量市場、長期脱炭素電源オークション

電力の安定供給に必要な供給能力の確実かつ効率的な確保を促進するため、容量市場を適切に運営することが重要である。そのため、実需給4年前のメインオークション、実需給1年前の追加オークション及び長期脱炭素電源オークションの実施に加え、実効性テストや容量停止計画調整等の実需給期間前業務、さらにはリクワイアメント・アセスメントや請求・交付等の実需給期間業務といった一連の流れを、円滑、確実かつ安定的に継続していくことが必要である。加えて、制度設計の点検や関連する他の制度改正等との整合性を取る対応を継続することが重要である。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ これまで開催したメインオークション・追加オークションの実施状況及びその結果並びに実需給前・実需給期間中の各運營業務の実施状況を踏まえて、容量市場が効果的に機能しているかを長期的な視点で包括的に検証する。検証に当たっては、制度導入が先行する諸外国の先行事例等も参考にしつつ、検証方法を検討する。検証結果を踏まえ、必要に応じて制度設計や業務設計の見直しを行う。
- ・ 今年度予定している各オークションや実需給期間前業務、実需給期間業務を円滑かつ確実に遂行する。また、複数年度のオークション関連業務や契約管理業務、実需給期間業務等、業務が集中するため、外部リソースの活用を含めた運営体制の見直し・強化や業務運営の効率化に取り組む。さらに、定常外事象に関するリスクマネジメントを適切に行う。
- ・ 長期脱炭素電源オークションについて、制度適用期間前及び制度適用期間中業務の実施に向けた業務詳細設計及び体制整備の検討を行う。
- ・ 市場ルール変更や業務運営方法の改善等を踏まえた、容量市場システムや約定処理ツール等の各種システム及びツールの機能追加等を行う。
- ・ 容量市場について、引き続き、発電事業者、小売電気事業者及び一般送配電事業者等に対して、制度内容や各事業者が求められる対応について周知し理解を促進する。また、一般向けにも制度の意義や必要性を丁寧に解説する形で情報発信を行う。

(2) 予備電源制度（電源入札等）の検討・実施

大規模災害を含む緊急時にも必要な供給力を確保できるよう、一定期間内に立ち上げが可能な休止電源を維持する予備電源制度について、調達等のプロセスの実施主体として、2回目の募集に向けて、2024年度に行った初回募集の結果を踏まえた検討を国と連携して進め、適切に実施する。また、確保した予備電源の補修内容や休止維持状態等の確認方法、電源入札拠出金請求や電源入札等補填金交付の具体的な方法等についても、国と連携して準備を進めていく。

供給力確保を最終的に担保するセーフティネットとしての電源入札等に関しては、供給計画の取りまとめ等の結果を踏まえて検討開始の判断を行うほか、容量市場の実需給期間の状況や国の供給力確保策等の議論も踏まえ、必要な検討を行う。

1－3．調整力等の確保の取組

(1) 必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討

日々の電力の安定供給には、適正な供給予備力や周波数制御のための調整力

（周波数調整力、慣性力、同期化力、電圧調整力等）の確保等が必要であり、それらを適正量確保することで電気料金の抑制と停電リスクの低減を両立させることが重要である。適正量の算定は、電源の運用状況等の分析に加え、系統の増強や制度の見直しによる変化も踏まえ実施している。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、将来的に必要となる供給予備力及び調整力を想定しつつ、それらの管理方法及び調達方法の高度化に向けた検討を進めることが重要である。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 供給予備力の適正な確保については、2025年度の供給計画、2029年度向けの容量市場のオークション結果及び需給動向等を踏まえ、供給予備力の一層の適正量の算定方法について検討を進める。
- ・ 系統混雑を前提とした供給信頼度評価手法の確立を目指し、海外の技術動向について調査・検討し、評価ツールの構築等を進める。
- ・ 調整力の適正な確保については、沖縄電力株式会社の供給区域以外においては一般送配電事業者が調整力を需給調整市場で調達する制度を踏まえ、その確保状況を確認するとともに、調整力公募が継続する沖縄電力株式会社の供給区域については、公募必要量の検討及び確保状況を確認する。
- ・ 再生可能エネルギーの増加や火力電源の休廃止動向を踏まえた中長期での調整力必要量及び設備確保量の計算方法等の精度向上に向けた検討を行うことで、中長期での調整力の充足状況の適正化を図る。
- ・ 2024年度に顕在化した広域予備率に関する諸課題について、電力の安定供給を維持するために発電事業者、小売事業者及び一般の需要家等のステークホルダーに対し、どのようなシグナルを示すべきかを起点に、追加供給力対策やインバランスなど関係する制度の見直しも含めた検討を国と連携して進める。
- ・ 慣性力の適正な確保については、将来の慣性力確保状況等の概算結果を基に、慣性力必要量算定手法の精緻化及び足元の確保状況等の管理手法について検討を進める。

（２）需給調整市場の検討

必要な調整力の確実な調達及び効率的な運用については、電力系統を利用する全ての事業者や需要家にメリットが及ぶよう、広域化や市場メカニズムによる透明性の向上、さらにDR（デマンドレスポンス）事業者の新規参入を促進する競争環境の構築に留意しつつ、需給調整市場の段階的整備を進め、2024年度から全商品の調達・運用を開始した。

一方、応札量や価格などに課題が多いことから、需給調整市場の一層の効率

的かつ確実な運用に向けて、必要な見直し・改善を進めることが必要である。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 継続する需給調整市場の応札不足への対応として、リクワイアメント・ペナルティの緩和や要件緩和といった技術的な検討が伴う応札障壁に関しては、本機関が主体となり、国や電力需給調整力取引所とも連携し、誘導的措置の検討など市場取引の正常化に向けた対応を進める。
- ・ 需給調整市場の取引状況を踏まえた必要なルール見直しに関する検討を進める。また、気象予測精度向上や調達方法の変更による調達量の低減等の調整力必要量の適正化に向けた検討を進める。
- ・ 将来の系統混雑の発生状況を見据え、実需給において需給調整市場から必要な調整力を確実に調達できる方策の検討を進める。

(3) 同時市場の検討

現在、 ΔkW （調整力）は需給調整市場で、 kWh は卸電力市場でそれぞれ取引されているが、中長期的には、変動性再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、両市場間での電源起動停止などの最適化や適切なコスト回収の重要性が一層高まることが想定される。このため、より安定的かつ持続可能な需給運用・市場システムを目指し、卸電力市場や需給調整市場、発電販売計画等の提出など複数の制度及び実務面との整合にも留意しつつ、 ΔkW と kWh を同時に調達する同時市場について、その将来の導入を視野に、引き続き技術的・実務的検討を進めることが重要である。

以上を踏まえ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 同時市場全体の仕組みの検討として、前日断面の市場（前日同時市場）とそれ以降の断面での市場（時間前同時市場）における電源態勢、精算の仕組み、変動性再生可能エネルギー、混雑管理の取扱い等についての整理を行う。
- ・ 電源起動及び出力配分ロジックについては、高度な計算が必要となることから、専門家を集めた第三者検証体制にて、その実現性及び妥当性の検証を行う。
- ・ 同時市場における市場価格の平均値やボラティリティを確認するため、限界費用、平均費用及び ΔkW を考慮した価格等、複数の価格算定方法の比較検証を行う。

1-4. 需給監視及び安定供給確保の実現

(1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認

国の需給対策の判断等の前提となる夏季・冬季の電力需給検証を行い、「電

力需給検証報告書」として取りまとめて公表する。需給検証における供給力評価のうち、更なる導入量拡大が見込まれる変動性再生可能エネルギーに関して、より高度な評価方法への検討に資するよう、電力需給実績を用いて評価の適切性等の検証を行う。

災害や電源トラブル等によるkWのひっ迫だけでなく、燃料不足等によるkWhのひっ迫のおそれについても、関係機関等と連携して情報収集を行い、kWモニタリング、kWhモニタリング、kW余力率管理の結果を分かりやすく発信することにより、関係者に適切な準備・対応を促す。また、広域予備率の算定方法見直しや制度変更等との整合を取るために必要な見直しを行う。

昨今の状況を踏まえれば、需給ひっ迫は必ずしも高需要期だけでなく、事故や作業による電源等停止に一時的な需要増が重なることで発生していることから、端境期においても需給ひっ迫リスクを確認し、必要に応じて追加の作業停止計画調整等の供給力対策が機動的に実施できるよう、一般送配電事業者と具体的な手順の整備等を進めるとともに、システム構築等を含む体制整備についても検討を進める。

(2) 会員の需給状況に関する監視・管理

会員から提出される各種計画に基づく需給の見通しや広域予備率、当日運用における需要や主要発電所の稼働の状況、供給区域間をつなぐ地域間連系線運用の状況等を24時間・365日の体制で監視・管理する。

また、各種計画が「送配電等業務指針」（2025年4月改正）に照らして適切に提出されているかを確認し、適切でない場合には、必要に応じて事業者の注意喚起や改善等の指導を行う。

(3) 需給状況が悪化した場合等の会員への指示等

実需給における安定供給確保を確実に実現するため、全国規模での需給監視を踏まえ、今後の見通しを的確に予想するとともに、需給状況改善の必要性を迅速に判断し、融通指示等により機動的に対応することが求められる。さらに2024年度からは、広域予備率に基づく需給管理が本格化し、需給調整市場における全商品の広域調達や余力活用契約に基づく運用、容量市場における実需給期間業務なども開始された。

2024年度の実績や、広域予備率の公表、需給管理に係る諸課題についての追加的検討も踏まえつつ、2025年度は以下の取組を実施する。

- ・ 広域予備率に基づき、平常時・緊急時を問わず電力の安定供給のために全国規模で需給管理を行い、需給上必要な場合は、融通指示等を機動的に行う。

- ・ 2点から48点の公表に変更となる翌々日計画を含め、広域予備率の的確かつ円滑な算出・公表を実施する。
- ・ 容量市場の実需給期間業務として、「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」や「広域予備率低下に伴う供給力提供通知」の発信、リクワイアメント履行のアセスメントや不履行時のペナルティ賦課を的確に行うことで、容量確保契約の契約事業者に対し、需給一致に資する早めの行動を促す。
- ・ 広域予備率やインバランス料金の動向を踏まえた事業者による市場調達や容量市場のリクワイアメント履行の状況も考慮しつつ、需給管理の高度化に向けた更なる検討・改善を総合的に進める。
- ・ 需給運用に関し一般送配電事業者と連携した訓練を計画的に実施する。
- ・ 低需要や変動性再生可能エネルギーの出力増加等により、供給区域の需要に対して供給力が余剰になる場合は、供給区域を越えた長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。それでも余剰が解消せず、下げ代不足のおそれがある場合には、下げ代不足融通の指示を行う。
- ・ 国が取りまとめた再生可能エネルギーに対する出力制御の抑制に向けた包括的なパッケージに基づき、出力制御量の抑制につながる需要面（系統用蓄電池等）、供給面（他エリアのあらかじめ調整力として確保していない火力電源の出力引下げ等）、系統増強等の対策について運用方法を検討し、順次運用を開始する。

（４）再生可能エネルギー出力抑制時の検証

需給バランス維持を目的に一般送配電事業者が実施する再生可能エネルギーの出力抑制について、その指令の妥当性及び実施の公平性が確保されていることが重要である。

妥当性については、「業務規程」（2025年4月改正）に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）及び送配電等業務指針に照らして検証し、出力抑制を実施した月の翌月末、又は検証を四半期分まとめて実施する場合はその翌期末までに検証結果を公表する。

公平性については、業務規程に基づき、「出力制御の公平性の確保に係る指針」（2022年4月改定）及び送配電等業務指針に照らして検証し、検証結果を年度終了後に公表する。

2. 次世代電力ネットワークの実現に向けた取組

電力システム全体を束ねる基幹インフラである電力系統においては、205

0年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給の見通しを踏まえ、脱炭素電源の活用拡大、安定的かつ安価なエネルギー供給に資する取組を先行的かつ計画的に進めることが重要である。

とりわけ、再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代電力ネットワークの実現を目指し、第2次に当たる「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」（2023年3月策定。以下第2次広域系統長期方針という。）に基づく広域系統整備計画の推進、高経年化設備更新の促進、「日本版コネクト&マネージ」など既存系統設備の有効活用や再生可能エネルギーの導入拡大に適したルール整備等に関し、各業務について連携しつつ、以下の取組を実施する。

2-1. 広域系統整備の推進

（1）第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討の開始

5年に1度見直すこととしている広域系統長期方針について、第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討に着手する。「第7次エネルギー基本計画」（2025年●月閣議決定）や直近の供給計画を踏まえ、また、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性、系統整備に要するリードタイム、同時市場の検討等の環境変化にも配意しつつ、まずは第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望について、電源の導入状況や特性（再生可能エネルギー、原子力等）、大規模需要の立地見通しや立地誘導の状況等の前提条件の差異を確認し、見直しの必要性について検討する。

（2）広域系統整備計画の推進

第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望を踏まえ、電力の広域的取引の拡大や安定供給、再生可能エネルギーの主力電源化に資する広域系統整備計画の策定、計画の着実な推進及び実施段階の計画の検証に関し、以下の取組を実施する。

- ・ 北海道本州間連系設備（日本海ルート）及び中国九州間連系設備について、可能な限り早期に広域系統整備計画を策定することを目指し、国や関係者と連携して、実施案の評価等を着実に行う。
- ・ 現在、事業実施段階にある広域系統整備計画（北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、東京中部間連系設備及び中部関西間連系線）について定期的に工事進捗等を把握するとともに、系統整備に伴う国民負担抑制の観点を含め、広域系統整備の実施段階における工事費等について検証する。

（3）系統整備に重要となる事業環境整備

事業者が広域系統整備計画に基づく系統整備を行うに当たり、多額の資金を要し相応のリスクも伴うことから、計画の実現に向けては資金調達の円滑化を含む事業環境整備を行うことが重要である。

本機関においては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特別措置法」という。）に基づく系統設置交付金及び電気事業法に基づく広域系統整備交付金の交付を行うこととしている。さらに、2024年度からは、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）に基づき広域系統整備計画に定められた電気工作物であって、安定供給確保の観点から特に重要なものの整備又は更新に関する計画として整備等計画を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けた事業者に対して、工事に着手した段階から交付可能となる特定系統設置交付金の交付や、値差収益を原資とした貸付を行うことが可能となった。全国調整スキームの対象範囲や追加的な支援方策の検討も含め、国の制度運用の議論と連携し、必要となる実務の検討や体制の整備等を進めつつ、事業実施主体等からの各交付金等の申請を前提に2025年度から交付等業務の本格的な運用を開始する。

（４）高経年化設備の更新

送配電設備の供給信頼度の維持と社会コストの最小化の実現を目指し、「高経年化設備更新ガイドライン」（2021年12月策定）を高度化するため、リスク量算定対象設備の拡大や、リスク量算定の精緻化等の検討を継続して進める。

また、広域連系系統の高経年化に対しては、第2次広域系統長期方針で示した広域系統整備に関する長期展望と整合性を取りながら、既設連系線等の設備更新を含めた設備形成を円滑に促進する仕組みの検討に着手する。

2－2．系統利用及び運用の高度化

（１）地域間連系線等の管理

広域的な系統運用の中核をなす地域間連系線及び基幹系統を的確に管理するため、地域間連系線の運用容量及びマージンの算出・公表、承認電源等の申請の受付・審査、経過措置計画等の管理並びに系統情報の公表に係る以下の業務を実施する。

- ・ 地域間連系線の運用容量設定等に当たり、系統の安定性等を評価・確認する上で、系統解析ツールによる潮流等の解析の高度化に取り組み、業務品質及び信頼性の高い管理を行う。
- ・ 第2次広域系統長期方針に基づき中地域交流ループ及び東北東京間連系線

増強後の具体的な運用方法及び運用容量の検討を引き続き進める。

- ・ 地域間連系線事故や計画外作業停止時等を含め、供給信頼度を確保した上で運用できる地域間連系線の限度値並びに異常時等の電気の供給及び広域的な調整力調達のために必要なマージンの値を算出・公表する。
- ・ 2024年度に設置した「将来の運用容量等の在り方に関する作業会」において、地域間連系線及び地内系統の運用容量の妥当性及び透明性の担保、課題の早期把握及び対策等の在り方に関する検討を進める。
- ・ 広域メリットオーダーを実現するための連系線利用ルール見直し（間接オークション導入）に伴う、承認電源等の新規及び変更申請を受け付け、定期審査を行う。同様に2025年度までの暫定措置として導入された経過措置計画について、銘柄廃止などの受付、管理業務及び入札行動等に係る経過措置対象者の監視等を行う。
- ・ 国が定める「系統情報の公表の考え方」（2024年12月改定）に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給等に関する情報を公表する。

（２）作業停止計画等の調整

流通設備の計画的な更新に伴い、長期作業停止の増加も予想される中、流通設備・電源設備の適切な保守と作業停止時の供給力確保とを両立させるため、事業者間の可能な限り早めの調整を促し、全体最適な作業停止調整を実現することが重要である。

このため、年間計画・月間計画・計画外・緊急時における、広域連系系統等の停止に関する計画の取りまとめに当たっては、実需給2年前の段階に策定する容量停止計画との整合、再生可能エネルギーの増加による供給構造の変化、端境期における需給ひっ迫リスク等を考慮し、地域間連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画についての調整を行い、公表する。

（３）系統利用の高度化

再生可能エネルギー等の新規電源の早期連系と既存の系統設備を有効活用する仕組みである「日本版コネクト&マネージ」に関する以下の取組を実施する。

- ・ ノンファーム型接続電源の増加に伴い、作業時等以外の平常時に発生する可能性のある系統混雑に備え、系統混雑の中長期見通しの精緻化等の検討を行うとともに、系統混雑による供給力や調整力への影響を評価する方法を検討する。
- ・ 基幹系統及びローカル系統の平常時における系統混雑の発生時に、一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力制御を行った場合に、業務規程に

に基づき、送配電等業務指針に照らして、あらかじめ定められた再給電方式（一定の順序）の出力制御順に則って実施されたか妥当性を検証し、結果を公表する。

- ・ N－1 電制の導入による平常時の運用容量の拡大に関連し、N－1 故障の発生時に保護継電器による速やかな発電抑制が行われた場合に、業務規程に基づき、送配電等業務指針に照らして、費用精算に関する妥当性を検証する。
- ・ 系統アクセス検討の申込みが急増している系統用蓄電池の更なる導入促進のため、系統用蓄電池の順潮流（充電）側を含めた系統接続及び利用に関するルール整備について検討を進める。

（４）効率的なアクセス業務

本機関が受付したアクセス検討案件については、専門的な見地から適切な妥当性確認を行い、遅滞なく回答する。

また、ローカル系統におけるノンファーム型接続の受付開始を踏まえて、2024年度から運用を開始した「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス」について、提起を検討する事業者への丁寧な説明を行い、円滑な実施を確保する。

（５）グリッドコードの検討

系統連系技術要件を含む電源等の系統連系に係る一連の規程であるグリッドコードの適切な整備は、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていく上でも重要である。

このため、カーボンニュートラル実現に向けて参考値とする再生可能エネルギー導入比率である50～60%を想定した際に必要となる技術要件（フェーズ3）について、2030年頃の要件化を目標としつつ、導入の急拡大が見込まれる蓄電池やEV用急速充電器、過酷事故時の広範囲な停止が懸念されるインバータ電源など、系統へ大きく影響を与える設備については、フェーズ2として優先して検討を行い、前倒して早期に要件化を進めていく。

さらに、新たに導入拡大が想定される電源種や新規技術・新制度等を考慮した技術要件（フェーズ4）について、その実現性や要件化の必要性を考慮の上、要件化時期を設定して検討を進める。

（６）災害時連携計画、相互扶助制度

災害時連携計画を通じて一般送配電事業者間の連携体制を強化するため、一般送配電事業者の災害時連携計画の変更等に際し、全国的視点で検討を行い、

意見がある場合には当該意見を付して経済産業大臣に送付する。

また、災害の早期仮復旧にかかる費用の負担を全国規模で調整する相互扶助制度の運営主体として、送配電事業者からの申請受付、交付金額の決定及び交付等を適正に行う。さらに、「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」（２０２４年４月改正）に基づき、大規模災害において柔軟な運用を行うとともに、制度開始以降の実績を踏まえ、２０２６年度以降の拠出金総額や積立基準額などを必要に応じて見直す。

３．再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進

２０５０年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び・供給のトレンドや不確実性も踏まえつつ、電源の脱炭素化を推進するため、電力の安定供給確保を大前提としつつ系統運用や電力市場への統合を進めることが重要である。

とりわけ再生可能エネルギーは、国民負担抑制や地域共生を重視しながら、主力電源化に向けて最大限の導入を進めていくことが必要である。そのため、入札を含むFIT・FIP制度や積立制度を適正かつ効率的に実施するとともに、多額の資金を長期で適切に管理することが不可欠である。

また、変動性再生可能エネルギーの増加に伴う下げ代不足への対応、あらかじめ定められた順に則り出力抑制を適切に実施するなど、電力の安定供給に必要な取組と両立させることも重要である。

以上を踏まえ、再エネ特別措置法に基づく制度に関しては、第７次エネルギー基本計画も踏まえつつ、２０２５年度は以下の取組を実施する。

- ・ FIT・FIP入札や交付金交付、納付金徴収等を通じた再生可能エネルギー導入支援業務は、認定事業者、買取義務者及び小売電気事業者等の事業運営への影響が大きいこと、また、原資となる賦課金は国民負担により賄われていることも踏まえつつ、法令、指針及び規程類に則り、適正かつ効率的な業務運営を行う。とりわけ交付金の算定においては、発電側課金の考慮や需給近接型太陽光、FIP電源に対する支援強化等の制度改正を適切に反映しつつ、正確な処理を行う。また、入札業務においても、厳正な情報管理のもと、入札保証金の納付・返還等を含め、法令、指針及び規程類に則った適正かつ公正な運営を引き続き行う。
- ・ 廃棄等費用積立に係る業務については、２０２５年度より長期安定適格太陽光発電事業者が太陽光発電パネルを増設・更新する場合に、増設分について積立期間の終了までの期間にわたり必要額を積み立てる仕組みが開始される等の制度改正が予定されていることから、これらの運用についても適切に実施する。さらに、今後、風力発電設備についても廃棄等費用積立

ての対象とするための制度の改正が予定されていることから、追加される業務の確実な実施に向け、国と連携して体制整備を含めた必要な準備を進める。

- ・ 認定事業者に対する事業規律強化のため2024年度から開始された、事業計画違反が確認された認定事業者に対して、経済産業大臣の命令に基づき交付金の支払を一時留保する交付金相当額積立金の管理業務について、引き続き確実かつ円滑に実施する。
- ・ 再生可能エネルギー勘定において多額の資金を長期で取り扱うことから、月々の細やかな実績管理、資金リスク評価を踏まえた収支見通し・資金計画を策定し、引き続き適切かつ堅実に資金管理を行う。本勘定は、再エネ特別措置法の趣旨から複数年で収支が相償する仕組みであり、かつ電気事業法において本機関の資金の借入れや債券発行、政府保証の活用等について規定されている。これら規定に基づき、2023年度及び2024年度には不足資金の借入れを国と連携して実施した。引き続き収支動向等を的確に把握しつつ、国と連携して、返済や資金調達等について適切に対応する。
- ・ 再生可能エネルギー関連業務に関する数多くの事業者からの問合せに的確に回答するとともに、ウェブサイト及びFAQの充実等により分かりやすい情報提供を実施する。

4. システムの整備・安定運用

本機関の確実かつ効率的な業務遂行の基盤であり、かつ会員等利用者の利便性を向上させる情報システムの整備を進め、長期にわたる安定運用を確保することは不可欠である。このため、老朽化が進むシステムについて安定稼働を維持しつつ必要なハード・ソフトの更新を中長期的に安全かつ効率的に行う。また、様々な制度改正に対応するための機能追加や業務効率化に資する改良等を、中長期を見据えた全体調整の下で計画的に設計・開発・実施するとともに、システムの安定運用のための効率的な維持管理を徹底する。

また、システムの整備、更新等における質、コスト及び納期の管理並びに説明能力の高度化のため、CIOアドバイザー等専門家の知見も活用し、OCCTO-PMO活動などプロジェクトマネジメントの取組強化を進める。

(1) 広域機関システムの機能追加及び安定運用確保

様々な制度改正に的確に対応しつつ、一般送配電事業者をはじめとする電気事業者や取引所等との安定的なシステム連携の下、全国の系統の増強や効率利用に向けた制度改善を最大限活かす形で広域運用を促進するため、広域機関シ

システムの開発や維持管理等を計画的かつ着実に進めることが重要である。これを踏まえ、２０２５年度は以下の取組を実施する。

- ・ ２０２６年度からの運用開始に向けて、中地域交流ループ化に伴う３供給区域間の運用容量や計画潮流のフェンス管理への変更、需給調整市場における全商品の前日調達化などの制度改正に対応した開発・リリースを確実に進める。
- ・ さらに、２０２７年度の運用開始に向けて、北海道本州間連系設備の設備増強等に対応する開発に遅滞なく着手する。
- ・ 現行の広域機関システム（以下「現行システム」という。）の維持管理及び保守においては、現行システムのリプレース時期も見据えつつ、必要最小限のハードウェア保守限界対策として計画的な機器等の更新を進め、正常かつ安定した運用に万全を期する。
- ・ 現行システムの２０３０年度末リプレース、２０２５年度本格開発着手という当初のスケジュールの見直しを行い、現行システムの暫時延命を前提に、一般送配電事業者９社が共同で進めている次期中央給電システム（以下「統一中給システム」という。）更改との協調及び機能分担等の検討・調整を進めている。２０２５年度においても、同時市場等の制度に関する議論も注視しつつ、不必要な重複投資は避け、システム間の全体最適による社会コスト抑制を追求し、システム間の接続・移行リスクに万全を期すため、必要な検討・調整を引き続き進める。
- ・ なお、現行システムは９社の中央給電システムと連携して広域運用を行っているが、２０２８年以降に構築される予定の統一中給システムとの接続先変更や対向試験の実施にも細心の注意が必要である。これらを総合的に考慮しつつ、将来の広域機関システムのハード・ソフト両面の構成見直し及びその実現可能性や安定的移行に係る技術的評価などを進める。

（２）容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等
容量市場、再生可能エネルギー関連、需要家の円滑な小売電気事業者の切替え（スイッチング）支援に係る業務等の適正かつ効率的な運営のため、各システムの機能追加・改良や安定した運用の維持が不可欠である。

以上を踏まえ、２０２５年度は以下の取組を実施する。

- ・ 容量市場システムにおいては、２０２６年度実需給期間から制度変更となる発動指令電源の調整係数の設定及び実需給期間の業務の適正かつ効率的な業務運営や長期脱炭素電源オークション業務実施に必要なシステム開発を行う。
- ・ 再生可能エネルギー関連システムにおいては、長期安定適格太陽光発電事

業者の廃棄等費用積立ての仕組み、需給近接型太陽光やF I P電源に対する支援強化等に関する制度改正対応、適正かつ効率的な業務運営及び関連システムの更新・合理化のためのシステム開発を行う。

- ・ O Aシステムにおいては、保守限界に伴う2026年度におけるリプレイスに向け、必要に応じクラウドサービスの活用や内製化の検討も含めた全体設計、調達及び構築を進める。
- ・ 上記のほか、スイッチング支援システム、広域予備率W e b公表システム、ユニット別発電実績公開システム、会員情報管理システム及び会計システム等についても必要に応じ改良、運用及び保守等を計画的に行う。

(3) 情報システムのセキュリティ対策

電力の安定供給を担う本機関の業務基盤である各システムについて、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高め、大規模停電に至るセキュリティ事故発生ゼロを維持する。

2025年度は、引き続きサイバー攻撃への備えを強化し、セキュリティログの監視、情報セキュリティ監査等を行いつつ、セキュリティインシデント防止対策の強化、発生時に備えた訓練、役職員のセキュリティ意識向上、国と連携したシステム利用事業者向け自己点検などの取組を進める。

5. 事業を支える基盤整備及び組織運営・ガバナンスの強化

電力システムを取り巻く環境変化や制度拡充に対応し、複雑・多様化しつつ拡大する本機関の業務を支えるための体制整備が喫緊の課題となる中、①組織運営やガバナンスの強化、②人材確保や人材育成の強化、③情報収集や発信機能の強化といった「3つの強化」に特に力を入れていく。このほか、災害対応の強化などを含め、横断的課題に計画的かつ機動的に対処し、組織運営の基盤を強化する。

5-1. 組織運営・ガバナンスの強化

(1) 組織運営体制の継続的見直し

「組織体制についてのアクションプラン」(2021年6月策定)を踏まえつつ、2023年度に制定・公表した「運営理念」(ミッション、ビジョン、バリュー)の浸透を図るとともに、中長期を見据えた戦略的・計画的な組織運営、効果的かつ効率的な業務遂行の確保及び業務全般にわたる多層的なガバナンス・リスク管理の強化に引き続き取り組む。

また、第7次エネルギー基本計画を含め、電力システムを取り巻く環境変化や国の審議会等における制度改正の検討等を踏まえ、必要に応じて業務の見直

しや拡充、合理化、組織体制の整備・変更等を機動的に行う。

(2) 予算・財務管理

本機関の運営は、基本的に電気事業者たる会員の会費・特別会費から成り立っており、新たな制度や政策ニーズ等を受けて業務等が拡大する中で、効果的・効率的な事業運営や予算マネジメントが一層求められている。

このため、予算策定時には、当該予算の必要性、効率性、優先度などを精査し、調達時には、入札を原則として適切な方法を選択するなどにより、可能な限りの経費節減に引き続き努め、国民を始めとする各種ステークホルダーに対する説明責任を果たす。

また、効率的な予算執行を徹底し、決算時には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、財務会計システムを活用した厳正的確な会計処理により財務諸表等に取りまとめ、内外の監査を経て、事業報告書とともに公表し、透明性を確保する。

さらに、取り扱う資金が増大・多様化するとともに、余裕金の運用や金融機関からの借入れ等による資金調達のみならず、広域系統整備に係る貸付け等も今後行う必要があることから、企業会計基準への準拠や外部監査の導入も踏まえ、適切な資金財務管理及び更なる体制整備等を行う。

(3) 監査法人による会計監査の導入

昨今の業務の拡大、取り扱う資金の増大を踏まえ、国の電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループの取りまとめを踏まえ、2024年度決算より監査法人による会計監査を導入することとしている。また、会計処理の透明性向上のため、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠しつつ、本機関の経営成績をより適切に表示する会計整理に変更するべく会計規程等を改正し、実務・体制を適切に構築する取組を進めている。2025年度は、更なるガバナンスの強化に向け、外部会計監査の実施も踏まえつつ、引き続き体制や仕組みの強化を進めていく。

(4) 監査・モニタリング

本機関は、電気事業法等に基づく国の規制・認可や審議会における議論、同法や定款等に基づく総会、理事会、評議員会、委員会等の審議や議決、監事監査や内部監査等により、多層的にチェックするガバナンスが構築されている。

監査室が行う内部監査では、本機関の業務が適正、中立及び公平に行われているかについて、業務実施、財務報告、文書管理、情報管理及び情報セキュリティ等の観点から監査を実施する。

特に財務報告については、多額の資金管理を扱う業務に係る内部統制の評価、会計処理及び資金管理等の業務の適正性のモニタリングに重点を置いた監査を実施する。

情報セキュリティについては、中立性・公平性の観点を含む情報管理の徹底のために、第三者の専門性を活用した客観的な監査や内部モニタリングも併せて実施する。

また、監事監査及び監査室による内部監査に加え、監査法人による会計監査を導入することに伴い、これら三様監査が相互に連携する体制を築くことでガバナンスの実効性を一層高めていく。このほか、2024年度より自主的に導入した内部通報制度等について適切に運用する。

5－2．人材確保・人材育成の強化

本機関の業務の拡大、複雑・多様化により、プロパー職員、出向者を問わず、様々な高いスキルを持つ職員の確保が一層求められる。

特に、公益最大化を追求する中立専門機関としての組織の使命、業務の継続性、個社情報を扱う部署の存在を踏まえると、業務の中立性・公平性は制度上も業務運営上も十分確保されているとはいえ出向者への依存は望ましいものではなく、プロパー職員の質的・量的な確保・育成は最優先課題である。2025年度においても、引き続き、新卒・中途採用の強化とともに育成にも力を入れる。

職員の育成に関しては、採用時研修、新卒者向け研修、現場視察、国の電力部署着任者との合同研修などに加え、2024年度より導入した職員の成長に合わせた階層別研修を実施する。月に2回程度、全職員が参加可能な自主的勉強会もテーマを変えつつ継続的に開催する。また、キャリアパスの多様化、能力や成果に応じたメリハリのある処遇、スキルアップ支援、健康診断や子育て支援等の福利厚生施策などを必要に応じ見直しつつ適切に運用する。

なお、2025年度までに大手電力出向者比率を50%未満まで計画的に引き下げる目標は前倒しで達成したところであり、業務拡大・複雑化に対応する即戦力としての出向者確保にも引き続き取り組みつつ、プロパー比率の更なる向上を目指していく。

5－3．情報収集・発信機能の強化

電気事業の広域的運営の重要性、本機関の役割、業務、運営等について、会員や有識者はもちろん、一般向けにも分かりやすいウェブサイトや積極的な報道対応を含め、多様なステークホルダーを念頭に、情報発信及び広報を強化する。特に需給ひっ迫等に関しては、正確かつ迅速な情報発信が極めて重要であることから、国や一般送配電事業者と連携し、緊急時対応への準備を含め一層取り組み

む。

また、電力需給、電力系統の状況、系統アクセス業務、翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し及び課題、予備力及び調整力の評価・検証等に関して、年次報告書を取りまとめ、公表する。さらに、本機関の委員会や検討会において有識者や実務家を交えた各種の制度運用等に関する審議の内容についても的確に発信・共有する。

国際学術会議、技術懇談、海外調査等を通じて、海外の関連機関との連携を強化し、海外へ向けても日本の取組を発信しつつ、海外動向に関する組織的な知見の蓄積や活用に向けた検討を進めていく。

5－4．その他必要な取組

(1) 災害等への対応

災害等の緊急時は、業務規程や「防災業務計画」（2024年8月改定）に基づく対応態勢の下、国や一般送配電事業者等との連携を強化し、需給確保のため迅速かつ機動的に対応する。

平常時は、対応体制の整備や防災訓練を行うほか、事務所や役職員等が被災した際にも、事業継続計画に基づき優先継続業務を確実に遂行できるよう、西日本に構築したバックアップ運用拠点における対応訓練など、災害対応力の強化に向けた取組を実施する。

また、本機関は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく指定公共機関であることも踏まえ、不測の事態に引き続き備える。

(2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決

電気供給事業者等から、送配電等業務等に関する苦情又は相談を受けたときは、事案の事実関係や双方の主張を公平かつ丁寧に聴取し、論点整理や制度・実務両面にわたる総合的な検討を行い、遅滞なく回答する等により早期の解決に努める。必要に応じ、本機関による裁判外紛争解決手続（あっせん・調停）の説明・実施や、電気供給事業者に対する指導又は勧告等を行う。

また、電気供給事業者等の業務の改善に資するよう、苦情の申出又は相談等の内容を定期的に取りまとめ、公表・周知する。

(3) 送配電等業務指針等の規程類の整備

国の審議会等において検討される様々な制度改正の実施等に適切に対応するため、定款、業務規程、送配電等業務指針その他本機関が関わる規程類の改

正などルール整備を適切に行い、公表・周知する。

● 電気事業法第二十八条の四十に位置づけられた本機関の業務との対照表

電気事業法 第六目 業務 (業務)	2025年度事業計画での記載箇所
第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	—
一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。	1－4．(2) 会員の需給状況に関する監視・管理
二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。	1－4．(3) 需給状況が悪化した場合等の会員への指示等
三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。	5－4．(3) 送配電等業務指針等の規程類の整備
四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。	1－1．(1) 供給計画を通じた需給管理
四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。	2－2．(6) 災害時連携計画、相互扶助制度
五 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。	1－2．(1) 容量市場、長期脱炭素オークション、(2) 予備電源制度（電源入札等）の検討・実施
五の二 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	2－1．(3) 系統整備に重要となる事業環境整備
五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	2－1．(3) 系統整備に重要となる事業環境整備
五の四 前二号に掲げる業務（第二十八条の四十八第一項、第二十八条の五十四第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、同項に規定する広域系統整備計画を策定すること。	2－1．(1) 第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討の開始、(2) 広域系統整備計画の推進
六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。	5－4．(2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決
七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。	5－4．(2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決
八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。	1－4．(1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認、 (4) 再生可能エネルギー出力抑制時の検証 2－1．(4) 高経年化設備の更新 2－2．(1) 地域間連系線等の管理、(2) 作業停止計画等の調整、(3) 系統利用の高度化、(4) 効率的なアクセス業務、(5) グリッドコードの検討
八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第二十八条第二項（再生可能エネルギー電気特措法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による交付金の交付、再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定による徴収並びに再生可能エネルギー電気特措法第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。	3．再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進
八の三 再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十九の規定による交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理を行うこと。	3．再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	4. システムの整備・安定運用 5－1. (1) 組織運営体制の継続的見直し、(2) 予算・財務管理、(3) 監査法人による会計監査の導入、(4) 監査・モニタリング 5－2. 人材確保・人材育成の強化 5－3. 情報収集・発信機能の強化 5－4. (1) 災害等への対応
十 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。	1－1. (2) 将来の需給管理の複数シナリオの検討 1－3. (1) 必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討、(2) 需給調整市場の検討、(3) 同時市場の検討 1－4. (1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認 4. (2) 容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等、(3) 情報システムのセキュリティ対策
2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。	—
一 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	2－2. (6) 災害時連携計画、相互扶助制度
二 再生可能エネルギー電気特措法第七条第十項の規定による入札を実施すること。	3. 再生可能エネルギーの導入及び系統運用・電力市場への統合の促進
3 推進機関は、前二項に規定する業務の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならない。	—

2024年度予算変更の件

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2024事業年度収入支出予算は、別紙「2024年度収入支出変更予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2024事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事項	限度額 (百万円)	年限	理由
システム開発等に係る経費	6,500	2024年度 ～2026年度まで	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
保守管理運営業務等に係る経費	600	2024年度 及び2025年度	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名）役職員給与、退職給付引当金繰入、交際費、電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

- 2 本機関は、非化石証書売却収入及び受取利息の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等繰入に充てることができる。
- 3 本機関は、消費税の申告により納付額が増加するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等取崩収入を増額するとともに、同額の租税公課予算を増額することができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

(別紙)

2024年度収入支出変更予算

(単位:千円)

支 出								収 入							
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付等 業務勘定	供給促進交付金 交付業務、調整 交付金交付業務、系 統設置交付金交 付業務、特定系統 設置交付金交付 業務、供給促進交 付金返還金徴収 業務、調整交付金 納付金徴収業務、 特定系統設置交 付金返還金徴収 業務及び納付金 徴収業務勘定	交付金相当額 積立金管理業 務及び解体等 積立金管理業 務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付等 業務勘定	供給促進交付金 交付業務、調整交 付金交付業務、系 統設置交付金交 付業務、特定系統 設置交付金交付 業務、供給促進交 付金返還金徴収 業務、調整交付金 納付金徴収業務、 特定系統設置交 付金返還金徴収 業務及び納付金 徴収業務勘定	交付金相当額 積立金管理業 務及び解体等 積立金管理業 務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	2,665,776	11,464	107,163	28,257	16,261	30,390	2,472,241	会費収入	10,722,793	-	-	-	39,681	-	10,683,112
役職員給与	2,215,257	9,526	89,053	23,482	13,513	25,254	2,054,429	会費	18,500	-	-	-	68	-	18,432
退職給付引当金繰入	81,329	350	3,269	862	496	927	75,425	特別会費	10,704,293	-	-	-	39,613	-	10,664,680
その他人件費	369,190	1,588	14,841	3,913	2,252	4,209	342,387	預り納付金等取崩収入	2,692,427	48,759	2,598,688	44,980	-	-	-
租税公課	1,318,273	41	1,309,077	102	58	109	8,886	手数料収入	27,000	-	-	-	-	27,000	-
固定資産関係費	6,426,685	2,340	407,797	4,620	3,273	6,873	6,001,782	その他収入	33,041,902	260,075	32,781,827	-	-	-	-
有形固定資産取得費	1,424,559	773	2,914	770	1,091	665	1,418,346	非化石証書売却収入	24,353,035	-	24,353,035	-	-	-	-
無形固定資産取得費	5,001,866	1,567	404,883	3,850	2,182	6,208	4,583,176	政府補助金収入	8,000,000	-	8,000,000	-	-	-	-
修繕費用	260	-	-	-	-	-	260	受取利息	688,867	260,075	428,792	-	-	-	-
運営費	5,588,543	34,904	511,276	11,975	18,918	15,914	4,995,556	前年度よりの繰越金	3,330,356	-	-	-	-	59,099	3,271,257
支払利息	272,360	10	263,375	26	15	28	8,906								
預り納付金等繰入	33,041,902	260,075	32,781,827	-	-	-	-								
予備費	438,196	-	-	-	1,156	-	437,040								
合 計	49,751,735	308,834	35,380,515	44,980	39,681	53,314	13,924,411	合 計	49,814,478	308,834	35,380,515	44,980	39,681	86,099	13,954,369

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

(参考) 2024年度収入支出当初予算

(単位:千円)

支 出								収 入							
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	供給促進交付 金交付業務、 調整交付金交 付業務、系統 設置交付金交 付業務及び納 付金徴収業務 勘定	解体等積立金 管理業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付業 務勘定	供給促進交付 金交付業務、 調整交付金交 付業務、系統 設置交付金交 付業務及び納 付金徴収業務 勘定	解体等積立金 管理業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	2,665,776	-	98,367	29,857	13,731	27,725	2,496,096	会費収入	10,722,793	-	-	-	34,291	-	10,688,502
役職員給与	2,215,257	-	81,743	24,811	11,410	23,039	2,074,254	会費	18,500	-	-	-	60	-	18,440
退職給付引当金繰入	81,329	-	3,001	911	419	846	76,152	特別会費	10,704,293	-	-	-	34,231	-	10,670,062
その他人件費	369,190	-	13,623	4,135	1,902	3,840	345,690	納付金収入	990,309	-	937,665	52,644	-	-	0
租税公課	9,922	-	635	89	-	83	9,115	手数料収入	60,346	-	-	-	-	60,346	0
固定資産関係費	6,426,685	-	409,945	5,936	-	11,013	5,999,791	その他収入	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産取得費	1,424,559	-	6,360	1,930	-	1,793	1,414,476	前年度よりの繰越金	3,271,257	-	-	-	-	-	3,271,257
無形固定資産取得費	5,001,866	-	403,585	4,006	-	9,220	4,585,055								
修繕費用	260	-	-	-	-	-	260								
運営費	5,495,043	-	428,628	16,735	19,561	21,500	5,008,619								
支払利息	9,083	-	90	27	-	25	8,941								
予備費	438,196	-	-	-	999	-	437,197								
合 計	15,044,705	-	937,665	52,644	34,291	60,346	13,959,759	合 計	15,044,705	-	937,665	52,644	34,291	60,346	13,959,759

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

2025年度予算決定の件

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2025事業年度収入支出予算は、別紙「2025年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2025事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事項	限度額 (百万円)	年限	理由
システム開発等に係る経費	10,600	2025年度 ～2027年度まで	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	2,500	2025年度 ～2035年度まで	複数年にわたる契約等を締結する必要があるため
保守管理運営業務等に係る経費	500	2025年度 ～2026年度まで	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名）役職員給与、退職給付引当金繰入、交際費、電源入札拠出金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

2 本機関は、非化石証書売却収入及び受取利息の増加に伴い収入金が予算額に比して増額するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等繰入に充てることができる。

3 本機関は、消費税の申告により納付額が増加するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等取崩収入を増額するとともに、同額の租税公課予算を増額することができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

(別紙)

2025年度収入支出予算

(単位:千円)

支 出								収 入							
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付等 業務勘定	供給促進交付金 交付業務、調整交 付金交付業務、系 統設置交付金交 付業務、特定系統 設置交付金交付 業務、供給促進交 付金返還金徴収 業務、調整交付金 納付金徴収業務、 特定系統設置交 付金返還金徴収 業務及び納付金徴 収業務勘定	交付金相当額 積立金管理業 務及び解体等 積立金管理業 務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付等 業務勘定	供給促進交付金 交付業務、調整交 付金交付業務、系 統設置交付金交 付業務、特定系統 設置交付金交付 業務、供給促進交 付金返還金徴収 業務、調整交付金 納付金徴収業務、 特定系統設置交 付金返還金徴収 業務及び納付金徴 収業務勘定	交付金相当額 積立金管理業 務及び解体等 積立金管理業 務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	3,007,186	17,743	125,701	31,877	22,253	34,282	2,775,330	会費収入	12,602,348	-	-	-	50,275	-	12,552,073
役職員給与	2,498,937	14,744	104,456	26,489	18,492	28,488	2,306,268	会費	19,500	-	-	-	78	-	19,422
退職給付引当金繰入	86,773	512	3,627	920	642	989	80,083	特別会費	12,582,848	-	-	-	50,197	-	12,532,651
その他人件費	421,476	2,487	17,618	4,468	3,119	4,805	388,979	預り納付金等取崩収入	13,941,422	43,617	9,549,901	50,595	-	-	4,297,309
租税公課	5,676,918	1,250	1,370,248	90	63	109	4,305,158	手数料収入	27,000	-	-	-	-	27,000	-
固定資産関係費	7,000,708	4,756	396,108	7,629	5,950	6,191	6,580,074	その他収入	33,336,117	375,020	32,961,097	-	-	-	-
有形固定資産取得費	2,947,586	1,227	5,024	1,278	1,538	739	2,937,780	非化石証書売却収入	24,353,035	-	24,353,035	-	-	-	-
有形固定資産除却費	3,900	23	163	41	29	44	3,600	政府補助金収入	8,000,000	-	8,000,000	-	-	-	-
無形固定資産取得費	4,048,949	3,506	390,921	6,310	4,383	5,408	3,638,421	受取利息	983,082	375,020	608,062	-	-	-	-
修繕費用	273	-	-	-	-	-	273	前年度よりの繰越金	3,047,630	-	-	-	-	32,785	3,014,845
運営費	6,501,720	19,854	730,792	10,974	20,526	14,704	5,704,870								
支払利息	6,931,627	14	6,927,052	25	18	28	4,490								
預り納付金等繰入	33,336,117	375,020	32,961,097	-	-	-	-								
予備費	495,770	-	-	-	1,465	-	494,305								
合 計	62,950,046	418,637	42,510,998	50,595	50,275	55,314	19,864,227	合 計	62,954,517	418,637	42,510,998	50,595	50,275	59,785	19,864,227

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

役員選任の件

理事長大山力、理事寺島一希及び監事千葉彰は2025年3月末日をもって、任期満了となります。以上の任期満了に伴い、役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は次のとおりです。

なお、3期6年を超えて再任する役員については、評議員会に付議しております。

1. 理事長候補者

氏名	現職
大山 力 (おおやま つとむ)	本機関 理事長（再任）

2. 理事候補者

氏名	現職
高野 登志裕 (たかの としひろ)	本機関 系統計画部長

3. 監事（非常勤）候補者

氏名	現職
千葉 彰 (ちば あきら)	公認会計士・本機関 監事（再任）

【参考事項】役員候補者略歴等

1. 理事長候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
大山 力 (69歳)	【最終出身校】 1983年 3月 東京大学大学院工学系研究科電気工学専門課程博士課程 (工学博士) 【略歴】 1983年 4月 横浜国立大学 工学部 講師 1985年10月 横浜国立大学 工学部 助教授 1987年 米国テキサス大学アーリントン校 客員助教授 (2年間) 1998年 4月 横浜国立大学 工学部 教授 2001年 4月 横浜国立大学 大学院工学研究院 教授 2021年 4月 電力広域的運営推進機関 理事長

2. 理事候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
高野 登志裕 (59歳)	【最終出身校】 1988年 3月 京都大学 工学部 電子工学科 卒業 【略歴】 1988年 4月 関西電力株式会社 入社 1999年 6月 同社 電力システム室 工務企画グループ 副長 2002年 6月 アジア開発銀行 出向 2006年 9月 同社 電力システム事業本部 計画グループ マネジャー 2008年 6月 同社 電力流通事業本部 工務・系統運用部門 計画グループ チーフマネジャー 2012年 3月 同社 姫路支店 電力設備室長 2013年12月 同社 国際室 国際事業第一グループ チーフマネジャー 2015年 6月 同社 国際事業本部 事業推進グループ チーフマネジャー 2017年 6月 同社 国際事業本部 国際企画部門 国際部長 2018年 6月 同社 総務室附 ナムニアップ1・パワー・カンパニー・リミテッド 出向 2021年 7月 同社 執行役員 国際事業本部附 2021年10月 同社 執行役員 国際事業本部副事業本部長 兼 国際開発部門統括 2024年 7月 同社 執行役員 国際事業本部副事業本部長 2024年 9月 電力広域的運営推進機関 系統計画部長

3. 監事（非常勤）候補者

氏名 (年齢)	最終出身校 略歴
千葉 彰 (71歳)	【最終出身校】 1977年 3月 学習院大学法学部卒業 【略歴】 1989年 3月 公認会計士登録 2000年 8月 監査法人太田昭和センチュリー（現：EY新日本有限責任監査法人）社員就任 2007年 5月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）代表社員就任 2015年 7月 千葉公認会計士事務所開設 2017年 4月 電力広域的運営推進機関 監事

（注）本機関は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者（理事長、理事及び監事）が負担することとなるその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。役員候補者が役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次の契約更新時には同内容での更新を予定しております。

送配電等業務指針の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. 下げ調整力不足時の受電エリアの電源の出力制御に関する規定の変更

【該当条文：第174条の2（変更）】

- ・一般送配電事業者は、長周期広域周波数調整により、供給余剰が見込まれるエリアの余剰電力を受電するにあたり、必要に応じて調整電源に加え、非調整電源の出力を抑制して、余剰電力を受電することを規定。
- ・一般送配電事業者は、本機関による下げ代不足融通指示により、供給余剰が見込まれるエリアの余剰電力を受電するにあたり、必要に応じて再エネを出力制御して余剰電力を受電することを明記。
- ・2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

2. 系統制約による蓄電設備の出力制御等に関する規定の変更

【該当条文：第57条、第61条、第64条、第66条、第153条、
第153条の2、第153条の3、第230条、
第233条、第234条、第236条、第238条（変更）
附則（平成30年6月29日）第2条～第4条（変更）】

- ・一般送配電事業者及び配電事業者は、平常時の系統制約による混雑発生時の出力制御として、非調整電源（旧電源Ⅲ相当）について、火力電源等の出力抑制の次に、蓄電設備の放電を抑制する順位とすることを規定。
- ・蓄電設備の連系に際し、電力設備の単一故障（N－1故障）時に、当該蓄電設備の充電を停止することを前提に、平常時の運用容量を拡大し、系統増強せず連系できることを規定。
- ・一般送配電事業者は、蓄電設備の連系に伴い、系統作業により混雑が発生すると予想される場合、蓄電設備の放電抑制に加え、蓄電設備の充電を抑制することを規定。
- ・2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

3. 作業停止計画調整の見直しに関する規定の変更

【該当条文：第230条（変更）】

- ・容量停止計画の調整スケジュールと合わせるかたちで、作業停止計画の調整スケジュールに関する規定を見直し。
- ・2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

4. その他規定の変更

【該当条文：第64条、第244条（変更）

附則（平成30年6月29日）第2条（変更）

附則（平成29年4月1日）第2条（削除）】

- ・北海道エリアにおける風力発電導入拡大に向けた実証試験に係る附則について、2024年3月31日に実証試験が終了したことから、当該附則を削除。
- ・その他記載の適正化（送配電等業務指針から業務規程への規定の移設、規定間の平仄、字句修正等）。
- ・2025年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

以上

変 更 前（変更点に 下線）	変 更 後（変更点に 下線）
平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 令和 7 年 1 月 6 日 変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（変更履歴） 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更	（変更履歴） 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更 <u>令和 7 年 1 月 6 日 変更</u> <u>令和 年 月 日 変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（流通設備の整備の前提となる諸条件） 第５７条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。 一～四 （略） 五 回線数 ア 特別高圧の電線路 （ア）（略） （イ）機器装置の単一故障時に <u>供給支障（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。以下同じ。）</u> や <u>発電支障（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制（第６４条第２項第２号イに定める発電抑制をいう。）をいう。以下同じ。）</u> の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 １回線とする。 （ウ）・（エ）（略） イ （略） 六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は <u>発電支障</u> の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。 七～九 （略）	（流通設備の整備の前提となる諸条件） 第５７条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。 一～四 （略） 五 回線数 ア 特別高圧の電線路 （ア）（略） （イ）機器装置の単一故障時に <u>供給支障（電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限すること（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。）をいう。以下同じ。）</u> や <u>発電支障等（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の発電設備等の電力系統からの電氣的な切り離し、発電抑制（第６４条第２項第２号イに定める発電抑制をいう。）及び充電抑制（第６４条第２項第２号ウに定める充電抑制をいう。）をいう。以下同じ。）</u> の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 １回線とする。 （ウ）・（エ）（略） イ （略） 六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は <u>発電支障等</u> の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。 七～九 （略）
（電力系統の性能に関する基準） 第６１条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び <u>発電支障</u> の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第６３条から第６５条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。	（電力系統の性能に関する基準） 第６１条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び <u>発電支障等</u> の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第６３条から第６５条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。
（電力設備の単一故障発生時の基準） 第６４条 送配電線１回線、変圧器１台、発電機１台その他の電力設備の単一故障（以下「N－１故障」という。）の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。 一～三 （略） ２ 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。 一 （略） 二 <u>発電支障</u> が発生しない場合、又は、<u>発電支障</u> が発生する場合であり、<u>次に掲げる事項を満たすとき</u> ア 当該 <u>発電支障</u> による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること。 イ 発電抑制（給電指令（第１８９条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を <u>維持・運用する</u> 電気供給事業者がN－１故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、<u>当該同意</u> に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）。 （新設）	（電力設備の単一故障発生時の基準） 第６４条 送配電線１回線、変圧器１台、発電機１台その他の電力設備の単一故障（以下「N－１故障」という。）の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。 一～三 （略） ２ 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。 一 （略） 二 <u>発電支障等</u> が発生しない場合、又は、<u>発電支障等</u> が発生する場合であり、<u>次に掲げる事項のいずれも満たすとき</u> ア 当該 <u>発電支障等</u> による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること。 イ 発電抑制（第１８９条に規定する給電指令（以下単に「給電指令」という。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を <u>維持し、及び運用する</u> 電気供給事業者がN－１故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、<u>当該合意</u> に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）。 ウ <u>充電抑制（給電指令により蓄電設備の充電の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行わ</u>

変 更 前（変更点に 下線）	変 更 後（変更点に 下線）
ウ その他 <u>発電抑制</u> を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくないこと。	<u>れることをいう。以下同じ。）の対象となる蓄電設備を維持し、及び運用する電気供給事業者がN－1 故障時における充電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該合意に基づく給電指令に応じ、充電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に充電抑制を実施できる場合を含む。）。</u> エ その他 <u>発電抑制又は充電抑制</u> を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくないこと。
（電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策） 第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び <u>発電支障</u> の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。	（電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策） 第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び <u>発電支障等</u> の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。
（潮流調整） 第153条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の <u>発電計画提出者</u> 間の公平性を確保しつつ、<u>出力調整による潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整</u> を行う。	（潮流調整） 第153条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の <u>発電計画等提出者</u> 間の公平性を確保しつつ、<u>潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整等</u> を行う。
（平常時において混雑が発生する場合の措置） 第153条の2 流通設備（連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。）に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、<u>次の各号の順位</u> に従って同号に掲げる措置を講じる。 一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において 混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った 発電設備等</u> の出力抑制等 （新設） 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において 混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った 発電設備等の出力抑制等</u> （新設） <u>三～五</u> （略）	（平常時において混雑が発生する場合の措置） 第153条の2 流通設備（連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。）に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等について次の各号の順位</u> に従って同号に掲げる措置を講じる。 一 <u>平常時において 混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った 火力電源等の発電設備（混焼バイオマス電源及び揚水発電設備を含む。）の出力抑制等</u> 二 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った蓄電設備の放電抑制</u> 三 <u>平常時において 混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った 火力電源等の発電設備（F I T電源を除く混焼バイオマス電源、及び揚水発電設備を含む。）の出力抑制等</u> 四 <u>平常時において混雑が発生場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った蓄電設備の放電抑制</u> <u>五～七</u> （略）
（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>前条第1項第4号</u> に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一・二 （略） 三 <u>前条第1項第4号</u> に定める措置を行う必要性	（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>前条第1項第6号</u> に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一・二 （略） 三 <u>前条第1項第6号</u> に定める措置を行う必要性
（新設）	<u>（下げ調整力が不足する供給区域以外の一般送配電事業者の措置）</u> <u>第174条の2</u> 前条第1項に規定する一般送配電事業者が前条第1項第2号又は第6号の措置を講

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																																														
	<u>じるにあたり、前条第 1 項に規定する一般送配電事業者以外の一般送配電事業者は、当該措置により供給を受ける電気の量に基づき、必要に応じて、前条第 1 項に規定する一般送配電事業者が第 1 7 3 条及び前条に基づき講じた措置（前条第 1 項第 6 号の措置を講じる場合は、同項第 2 号の措置を除く。）を講じる。</u>																																														
（作業停止計画の原案の提出） 第 2 3 0 条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下この章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表 1 2—1 で定める期日までに、別表 1 2—2 に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 2 一般送配電事業者は、業務規程第 1 5 7 条第 2 項の規定により、本機関が <u>発電計画提出者</u> から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 3・4 （略） 別表 1 2—1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日（※ 1、※ 2） <table><tr><td></td><td>年間計画 （翌年度・翌々年度）</td><td>月間計画 （翌月・翌々月）</td><td>各計画の変更・ 計画外作業停止</td></tr><tr><td>原案</td><td><u>毎年 1 0 月末頃</u></td><td>毎月 1 日頃</td><td rowspan="3">不定期 （速やかに）</td></tr><tr><td>調整案</td><td><u>毎年 1 2 月末頃</u></td><td>毎月 1 0 日頃</td></tr><tr><td>最終案</td><td><u>毎年 2 月中旬</u></td><td>毎月中旬</td></tr></table> ※ 1・※ 2 （略） 別表 1 2—2 作業停止計画の提出者及び提出先 <table><tr><td>対象設備</td><td>計画提出者</td><td>提出先</td></tr><tr><td>流通設備の 作業停止計画</td><td>作業停止計画提出者</td><td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td></tr><tr><td>発電設備等の 作業停止計画</td><td><u>発電計画提出者</u></td><td>本機関</td></tr></table>		年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	<u>毎年 1 0 月末頃</u>	毎月 1 日頃	不定期 （速やかに）	調整案	<u>毎年 1 2 月末頃</u>	毎月 1 0 日頃	最終案	<u>毎年 2 月中旬</u>	毎月中旬	対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画提出者</u>	本機関	（作業停止計画の原案の提出） 第 2 3 0 条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下この章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表 1 2—1 で定める期日までに、別表 1 2—2 に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 2 一般送配電事業者は、業務規程第 1 5 7 条第 2 項の規定により、本機関が <u>発電計画等提出者</u> から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 3・4 （略） 別表 1 2—1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日（※ 1、※ 2） <table><tr><td></td><td>年間計画 （翌年度・翌々年度）</td><td>月間計画 （翌月・翌々月）</td><td>各計画の変更・ 計画外作業停止</td></tr><tr><td>原案</td><td><u>毎年 7 月末頃</u></td><td>毎月 1 日頃</td><td rowspan="3">不定期 （速やかに）</td></tr><tr><td>調整案</td><td><u>毎年 1 0 月末頃</u></td><td>毎月 1 0 日頃</td></tr><tr><td>最終案</td><td><u>毎年 1 月上旬</u></td><td>毎月中旬</td></tr></table> ※ 1・※ 2 （略） 別表 1 2—2 作業停止計画の提出者及び提出先 <table><tr><td>対象設備</td><td>計画提出者</td><td>提出先</td></tr><tr><td>流通設備の 作業停止計画</td><td>作業停止計画提出者</td><td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td></tr><tr><td>発電設備等の 作業停止計画</td><td><u>発電計画等提出者</u></td><td>本機関</td></tr></table>		年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	<u>毎年 7 月末頃</u>	毎月 1 日頃	不定期 （速やかに）	調整案	<u>毎年 1 0 月末頃</u>	毎月 1 0 日頃	最終案	<u>毎年 1 月上旬</u>	毎月中旬	対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画等提出者</u>	本機関
	年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止																																												
原案	<u>毎年 1 0 月末頃</u>	毎月 1 日頃	不定期 （速やかに）																																												
調整案	<u>毎年 1 2 月末頃</u>	毎月 1 0 日頃																																													
最終案	<u>毎年 2 月中旬</u>	毎月中旬																																													
対象設備	計画提出者	提出先																																													
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																																													
発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画提出者</u>	本機関																																													
	年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止																																												
原案	<u>毎年 7 月末頃</u>	毎月 1 日頃	不定期 （速やかに）																																												
調整案	<u>毎年 1 0 月末頃</u>	毎月 1 0 日頃																																													
最終案	<u>毎年 1 月上旬</u>	毎月中旬																																													
対象設備	計画提出者	提出先																																													
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																																													
発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画等提出者</u>	本機関																																													
（調整対象作業停止計画の原案の調整） 第 2 3 3 条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により <u>発電計画</u> に影響を受ける <u>発電計画提出者</u> その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。 2 （略）	（調整対象作業停止計画の原案の調整） 第 2 3 3 条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により <u>発電計画又は調達計画</u> に影響を受ける <u>発電計画等提出者</u> その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。 2 （略）																																														
（作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第 2 3 4 条 （略） 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項の規定に準じて、本機関が <u>発電計画提出者</u> から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。	（作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第 2 3 4 条 （略） 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項の規定に準じて、本機関が <u>発電計画等提出者</u> から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。																																														

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
3 （略） （作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 2 3 6 条 （略） 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項の規定に準じて、本機関が <u>発電計画提出者</u> から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。 3 ・ 4 （略）	3 （略） （作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 2 3 6 条 （略） 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項の規定に準じて、本機関が <u>発電計画等提出者</u> から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。 3 ・ 4 （略）
（広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第 2 3 8 条 広域連系系統等の作業停止計画により、<u>発電計画</u> に影響が生じる <u>発電計画提出者</u> は、業務規程第 1 5 9 条第 3 項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。	（広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第 2 3 8 条 広域連系系統等の作業停止計画により、<u>発電計画又は調達計画</u> に影響が生じる <u>発電計画等提出者</u> は、業務規程第 1 5 9 条第 3 項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。
（作業停止計画の調整における考慮事項） 第 2 4 4 条 <u>本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第 1 1 号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</u> 一 <u>公衆安全の確保</u> 二 <u>作業員の安全確保</u> 三 <u>電力設備の保全</u> 四 <u>作業停止期間中の供給信頼度</u> 五 <u>作業停止期間中の調整力</u> 六 <u>作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力</u> 七 <u>需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画</u> 八 <u>発電及び放電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</u> 九 <u>作業停止期間の短縮及び作業の効率化</u> 十 <u>電気供給事業者間の公平性の確保</u> 十一 <u>複数の連系線の同時期の停止の回避</u> 2 <u>本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに当たっては、発電設備等の出力の増加又は抑制によって流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電設備等を選定しなければならない。</u>	（作業停止計画の調整における考慮事項） 第 2 4 4 条 <u>一般送配電事業者が、第 2 3 3 条及び第 2 3 5 条に定める調整対象作業停止計画の調整を行うに当たっては、業務規程第 1 6 3 条第 1 項（同項第 1 1 号を除く。）及び第 2 項に定める事項を考慮する。</u> （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る）
附則（平成 2 9 年 4 月 1 日） <u>（北海道風力実証試験の実施）</u> 第 2 条 <u>北海道地域内における風力発電導入拡大に向けた実証試験（平成 2 3 年 9 月 3 0 日 北海道電力株式会社、東北電力株式会社及び東京電力株式会社公表。以下「北海道風力実証試験」という。）に係る一般送配電事業者は、北海道風力実証試験が終了するまでの間、設定されたマージンの範囲内において、北海道風力実証試験を実施する。</u>	附則（平成 2 9 年 4 月 1 日） 第 2 条 <u>削除</u>
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （<u>発電制約量の調整</u>） 第 2 条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、<u>第 2 4 4 条第 2 項の規</u>	附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） （<u>発電等制約量の調整</u>） 第 2 条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、<u>第 2 4 4 条の規定によ</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
定により、制約の対象として選定した発電設備等により定格容量比率按分した<u>発電制約量</u>及び制約の対象として選定した発電設備等を<u>発電計画提出者</u>へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて<u>発電制約量</u>を見直した場合も同様とする。 2 <u>発電計画提出者</u>は、一般送配電事業者より通知された<u>発電制約量</u>について、<u>発電計画提出者</u>間の協議により、通知された<u>発電制約量</u>を調整することができる。 3 <u>発電計画提出者</u>は、第1項の規定により通知された<u>発電制約量</u>の調整を希望する場合は、<u>発電制約量</u>の通知を受けた一般送配電事業者に希望する<u>発電制約量</u>の調整内容を連絡する。 4 <u>発電制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画提出者</u>より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する<u>発電計画提出者</u>へ調整内容及び調整期日を連絡する。 5 <u>発電制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画提出者</u>及び調整内容の連絡を受けた<u>発電計画提出者</u>は、当事者間において<u>発電制約量</u>の調整及び当該<u>発電制約量</u>の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに<u>発電制約量</u>の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。 6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、<u>発電制約量</u>の調整結果を本機関に報告する。 7 <u>発電計画提出者</u>は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。	り、制約の対象として選定した発電設備等により定格容量比率按分した<u>発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量</u>及び充電制約量（以下総称して「<u>発電等制約量</u>」という。）並びに制約の対象として選定した発電設備等を<u>発電計画等提出者</u>へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて<u>発電等制約量</u>を見直した場合も同様とする。 2 <u>発電計画等提出者</u>は、一般送配電事業者より通知された<u>発電等制約量</u>について、<u>発電計画等提出者</u>間の協議により、通知された<u>発電等制約量</u>を調整することができる。 3 <u>発電計画等提出者</u>は、第1項の規定により通知された<u>発電等制約量</u>の調整を希望する場合は、<u>発電等制約量</u>の通知を受けた一般送配電事業者に希望する<u>発電等制約量</u>の調整内容を連絡する。 4 <u>発電等制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画等提出者</u>より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する<u>発電計画等提出者</u>へ調整内容及び調整期日を連絡する。 5 <u>発電等制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画等提出者</u>及び調整内容の連絡を受けた<u>発電計画等提出者</u>は、当事者間において<u>発電等制約量</u>の調整及び当該<u>発電等制約量</u>の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに<u>発電等制約量</u>の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。 6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、<u>発電等制約量</u>の調整結果を本機関に報告する。 7 <u>発電計画等提出者</u>は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。
附則（平成30年6月29日） （<u>発電制約量</u>の調整の不調時の対応） 第3条 前条第2条第5項の規定による <u>発電制約量</u>の調整が不調となった <u>発電計画提出者</u> は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、<u>発電制約量</u>の再調整を行う。 2 <u>発電計画提出者</u>は、<u>発電制約量</u>の再調整の結果を本機関に報告する。 3 一般送配電事業者及び <u>発電計画提出者</u> は、本機関より再調整の結果及び決定された <u>発電制約量</u>について通知を受ける。	附則（平成30年6月29日） （<u>発電等制約量</u>の調整の不調時の対応） 第3条 前条第2条第5項の規定による <u>発電等制約量</u>の調整が不調となった <u>発電計画等提出者</u> は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、<u>発電等制約量</u>の再調整を行う。 2 <u>発電計画等提出者</u>は、<u>発電等制約量</u>の再調整の結果を本機関に報告する。 3 一般送配電事業者及び <u>発電計画等提出者</u> は、本機関より再調整の結果及び決定された <u>発電等制約量</u>について通知を受ける。
附則（平成30年6月29日） （<u>発電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有） 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、<u>発電制約</u>が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、<u>発電計画提出者</u>と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 （略） 2 （略）	附則（平成30年6月29日） （<u>発電制約又は充電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有） 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、<u>発電制約又は充電制約</u>が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、<u>発電計画等提出者</u>と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 （略） 2 （略）

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
本指針は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

再エネ収支及び借入の状況の件

報告の概要は下記のとおり。

記

1. 再エネ収支とは
2. 納付金及び交付金の状況
3. 交付金が納付金を上回る要因
4. 資金不足への対応
5. 今後の対応

以上

余裕金等の運用経過報告の件

報告の概要は下記のとおり。

記

1. 2024年度余裕金等運用計画の変更
2. 再エネ勘定及び広域系統勘定運用の経過

以上